**電子契約利用申出書**

（宛先）亀岡市長

　亀岡市と電子契約サービスを利用して行う契約の締結において、利用するメールアドレスは、次のとおりです。

必須

|  |  |
| --- | --- |
| 案件名 |  |

必須【契約締結権者】

|  |  |
| --- | --- |
| 提出日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 契約締結権者(承認者) | 商号または名称 |  |
| 代表者(受任者) | 所在地 |  |
| 役職 |  |
| 氏名 |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ(半角のみ) |  |
| 電話番号 |  |

任意【確認者】　この契約事務を担当する方を記載してください。不要な場合は空欄としてください。

　　　　　　　　承認者と同じメールアドレスは設定できません。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 担当者名 | 役職 |  | 氏名 |  |
| ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ（承認者と同一不可） |  |

【留意事項】

　※本書は押印不要です。必要事項を記載し、電子メールにデータ添付のうえ、落札決定後２開庁日以内（原則）までに提出してください。送信後亀岡市契約検査課（0771-25-5041）まで送信した旨必ず電話連絡ください。提出先メールアドレス：sikkou-kanri@city.kameoka.lg.jp

　　メール送信時の件名は「**案件名（電子契約利用申出書）**」としてください。

※この申出書は、契約ごとに１通提出してください。

※メールアドレスは半角で入力（手書き不可）し、誤りの無いよう、十分ご確認ください。

※電子契約による契約は、紙の契約書による契約と契約条件・効力に相違はありません。

※契約締結権者は社内規程等により契約締結の権限を有する者であれば、必ずしも代表者である必要はありません。任意【確認者】は、必要に応じて２名まで設定できます。

※提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、市の担当者と協議の上、文書（電子メールを含む。）にてその旨を申し出てください。

　※工事請負契約においては、この申出書の提出をもって、建設業法施行令第５条の５第１項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。

　**※建設工事のうち、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象であることが特記仕様書等に記載されている場合は、「法第１３条及び省令第７条に基づく書面」に必要事項を記載し、本申出書と併せてメールで提出してください。**

　※**建築士法第２２条の３の３に該当する業務**の場合は、「建築士法第２２条の３の３に定める記載事項」に必要事項を記載し、本申出書と併せてメールで提出してください。

　**※建設工事の場合は、現場代理人及び主任技術者等（変更）通知書（経歴書、資格証の写しなど含む）、課税（免税）事業者届出書、契約履行に係る誓約書、誓約書、契約保証金を確認したのちに、契約書のデータを送信しますので、従来どおり落札後速やかに提出してください。**

**※業務委託の場合は、業務主任技術者等（変更）通知書（経歴書、資格証の写しなど含む）、課税（免税）事業者届出書、契約履行に係る誓約書、誓約書を確認したのちに、契約書のデータを送信しますので、従来どおり落札後速やかに提出してください。**